

発議第 1 号

松伏町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

松伏町議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年松伏町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者	松伏町議会議員	増 田	等
賛成者	松伏町議会議員	高 野 祐 大	
賛成者	松伏町議会議員	長谷川 真 也	
賛成者	松伏町議会議員	川 上	力
賛成者	松伏町議会議員	吉 田 俊 一	
賛成者	松伏町議会議員	鈴 木	勉

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。